

京都府公報

号外 第38号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

教育委員会			
○京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令	ページ	1	○京都府選挙管理委員会委員長代理の指定 2
			○公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示の一部改正 3
選挙管理委員会			正 誤
○選挙管理委員の退職に伴う委員の補欠	2		○令和5年12月22日付け京都府公報号外第37号中
○京都府選挙管理委員会委員長の氏名	〃		〃

教 育 委 員 会

京都府教育委員会教育長訓令第4号

本 府 庁
地 方 機 関
府 立 学 校
京都府総合教育センター
京 都 府 立 図 書 館
京 都 府 立 郷 土 資 料 館

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年12月28日

京都府教育委員会
教育長 前 川 明 範

京都府教育委員会地方機関等処務規程等の一部を改正する訓令

(京都府教育委員会地方機関等処務規程及び京都府教育庁職員服務規程の一部改正)

第1条 次に掲げる訓令の規定中「1日90分(配偶者のない職員等)」を「1日90分(配偶者のない職員その他人事委員会が別に定める職員(以下この項において「配偶者のない職員等」という。))」に、「合計90分」を「合計して1日90分」に改め、「」を超えない」の右に「範

囲内の」を加え、

1年について7日(当該子を2人養育する職員にあつては10日、当該子を3人以上養育する職員にあつては10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数)(当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、これらの日数に1を加えた日数)以内でその都度必要と認められる期間

を

1年について次に掲げる日数(配偶者のない職員その他人事委員会が別に定める職員にあつては、当該日数に1を加えた日数)以内でその都度必要と認められる期間

- (1) 当該子を1人養育する職員にあつては、7日(当該子が3歳に満たない子である職員にあつては、8日)
- (2) 当該子を2人養育する職員にあつては、10日(当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、11日)
- (3) 当該子を3人以上養育する職員にあつては、10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数(当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあつては、当該日数に1を加えた日数)

に改める。

- (1) 京都府教育委員会地方機関等処務規程(昭和34年京都府教育委員会教育長訓令第2号)別表第1特別

休暇の項

(2) 京都府教育庁職員服務規程（昭和53年京都府教育委員会教育長訓令第1号）別表特別休暇の項（京都府立学校職員服務規程の一部改正）

第2条 京都府立学校職員服務規程（平成2年京都府教育委員会教育長訓令第1号）を次のように改正する。

別表の2の表(4)の項中「1日90分（配偶者のない職員等）」を「1日90分（配偶者のない職員その他人事委員会が別に定める職員（以下この項において「配偶者のない職員等」という。））」に、「合計90分」を「合計して1日90分」に、「期間」を「範囲内の期間」に改め、

同表(17)の項中

1年について7日（当該子を2人養育する職員にあっては10日、当該子を3人以上養育する職員にあっては10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数）（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあっては、これらの日数に1を加えた日数）以内でその都度必要と認められる期間

を

1年について次に掲げる日数（配偶者のない職員その他人事委員会が別に定める職員にあっては、当該日数に1を加えた日数）以内でその都度必要と認められる期間

- (1) 当該子を1人養育する職員にあっては、7日（当該子が3歳に満たない子である職員にあっては、8日）
- (2) 当該子を2人養育する職員にあっては、10日（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあっては、11日）
- (3) 当該子を3人以上養育する職員にあっては、10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数（当該子のうちに3歳に満たない子がいる職員にあっては、当該日数に1を加えた日数）

に改める。

附 則

この訓令は、令和6年1月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第101号

京都府選挙管理委員会委員長坪内正一が令和5年12月21日付けで委員を退職したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定により、令和5年12月25日付けで、補充員の中から次の者を補欠した。

令和5年12月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

多賀久雄

京都府選挙管理委員会告示第102号

令和5年12月25日開催の委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任した。

令和5年12月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

多賀久雄

京都府選挙管理委員会告示第103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を委員長代理に指定する。

令和5年12月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 多賀久雄

松岡保

京都府選挙管理委員会告示第104号

公営施設使用の個人演説会等施設として指定した旨の報告があつた施設の告示（昭和43年京都府選挙管理委員会告示第32号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月28日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

表京都市の項中

元京都市立京北第一小学校	同 右京区京北周山町下寺田11	〃 4. 1. 13
--------------	--------------------	------------

を

元京都市立京北第一小学校	同 右京区京北周山町下寺田11	〃 4. 1. 13
元銅駝美術工芸高等学校	同 中京区土手町通竹屋町下る銚田町542番地	〃 5. 12. 1

に改める。

正 誤

令和5年12月22日付け京都府公報号外第37号中次のとおり訂正

ページ	行	誤	正
1	下から9	125.5	122.5